

## 地域密着型通所介護事業 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社Vencer
主たる事務所の所在地	〒891-0105 鹿児島市中山町1881-14
代表者（職名・氏名）	代表社員 中野 勝
設 立 年 月 日	令和元年9月11日
電 話 番 号	099-268-6757

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	OLD' S GYM	
サービスの種類	地域密着型通所介護サービス	
事業所の所在地	〒891-0105 鹿児島市中山町1590-13	
電 話 番 号	099-800-4363 ・ 080-3083-0925	
指定年月日・事業所番号	令和3年1月5日指定	4690102449
実施単位・利用定員	2単位	定員15人
通常の事業の実施地域	鹿児島市南部地区	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは介護状態の悪化となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

事業所は、「居宅サービス計画」に沿って、「通所介護計画」及びその他の計画（個別機能訓練計画等）を作成し、次のようなサービスを提供します。

- ① 送迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。
- ② 機能訓練：「通所介護計画」及びその他の計画（個別機能訓練計画）に沿って、身体的リハビリ、機能回復、介護予防、認知症予防を目的としたリハビリを行います。
- ③ 生活相談：利用者およびその家族の日常生活における介護、環境整備、手続関係等に関する相談、助言を行います。

事業所内の活動では、安全面に配慮してサービスを提供します。

万が一事故（転倒など）が発生した場合、サービス提供内の事故（転倒など）であっても当事業所の賠償責任の範囲外となることもありますので下記の内容について十分にご理解下さい。

- ・リハビリ、トレーニングにおいて、一定の転倒リスクが想定されるため、転倒リスクに関してご理解を頂いた方のみリハビリや運動指導を含む活動を実施いたします。
- ・スタッフが配置されていないスペースで活動された際の事故やスタッフの指示を無視された行動による事故は事業所の賠償責任の範囲外となります。
- ・体力測定やトレーニングなどで普段使われていない筋肉や関節を動かすことで活動時間にかかわらず筋肉痛や関節痛が出現する可能性があります。軽度の負荷から開始しますが不安な場合は事前にかかりつけ医へのご相談をお願いいたします。
- ・体力測定で最大筋力を測定する項目がありますが心身に反動が生じる可能性もあるためご希望により実施いたします。また希望された場合でも疾患や心身状態から実施可否を判断させていただきます。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月4日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後4時まで
サービス提供時間	月・水曜日・・・午後1時から午後4時まで。 木曜日・・・午前9時から午前12時まで。 時間延長は、心身疲労を考慮し無しとします。

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤1人
生活相談員	常勤1人
看護職員	非常勤2人
介護職員	兼務2人
機能訓練指導員	非常勤2人

## 7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、**原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額**です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 地域密着型通所介護サービスの利用料・・・基本部分の額となります。

【基本部分】 (1割負担, 3~4時間利用の場合) (1回あたり)

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担(1割)
要介護1	4,150円 (1回につき)	415円
要介護2	4,760円 (1回につき)	476円
要介護3	5,380円 (1回につき)	538円
要介護4	5,980円 (1回につき)	598円
要介護5	6,610円 (1回につき)	661円

(注1) 上記の基本利用料が改定された場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 2~3時間利用の場合は上記金額に0.7を掛けた額となります。

【その他各種加算】 (該当時、上記金額に加算) (1日あたり:1割負担の場合)

加算名	内容	単位	負担金
個別機能訓練加算 I	機能訓練指導員(理学療法士等)を1名以上配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上を目的とした項目を準備し、利用者ごとの心身の状況に応じて個別機能訓練計画を作成し提供した場合に算定されます。	56	56円

### (2) その他の費用

その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。
-----	--

### (3) 支払い方法

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、お渡しいたします。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 鹿児島銀行 西谷山支店 普通口座 3047254 合同会社Vencer 代表社員 中野 勝
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

## 8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

### 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所及び鹿児島市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 099-800-4363 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	谷山福祉部福祉課 鹿児島市谷山中央4-4927	電話番号 099-269-8473
--------	----------------------------	-------------------

#### 12. 非常災害対策

防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。

防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。

防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員および利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

#### 13. 虐待の防止のための措置について

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、運営推進会議等で周知徹底を図ります。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します

(4) (1) から (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

- ・虐待防止責任者 「事業代表者 中野 勝」
- ・虐待防止窓口担当 「管理者 中野 恭子」
- ・電話 099-800-4363
- ・その他窓口 鹿児島市長寿あんしん課 電話 099-216-1280